

令和 3 年 6 月

長門市議会定例会
追加議案参考資料

目 次

議 案

第 10 号 長門市個人情報保護条例等の一部を改正する条例	・・・ 1
-------------------------------	-------

長門市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年 5 月 19 日公布）による、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料の徴収規定や条例中の特定個人情報の提供に係る引用規定について、関係する条例の規定を整理するもの。

2 改正する条例及び改正の内容等

(1) 長門市個人情報保護条例

■改正の内容

ア 保有特定個人情報の訂正等を行った場合の情報提供先の変更（第 24 条の 2 関係）

特定個人情報の提供を管理する情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されたことから、情報提供先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改める。

イ 条文中の引用条項の変更（第 24 条の 2 関係）

(2) 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

■改正の内容

・条文中の引用条項の変更（第 1 条及び第 5 条関係）

(3) 長門市証明等手数料条例

■改正の内容

・個人番号カードの再交付手数料に係る徴収規定の削除（別表（その 1）関係）

番号利用法の改正では、個人番号カードの発行主体を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に明確化されるとともに、機構がカードの発行に関し手数料を徴収することができ、その徴収事務を市に委託することができることが新たに規定されました。これにより手数料徴収の位置付けが、「条例の規定に基づき徴収するもの」から「市と機構との委託契約に基づき徴収するもの」に変わることから、条例別表で定める「個人番号カードの再交付手数料証明手数料」を削る改正を行う。

■その他

- ・改正後の手数料は、市が機構から徴収の委託を受けることになるため、従来どおり市が徴収します。
- ・改正後の手数料の額は、機構が総務大臣の認可を得て定める予定。

3 施行期日

令和 3 年 9 月 1 日